

## 広報あが広告募集・掲載取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、阿賀町広告掲載要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、「広報あが」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

第2条 広告は、要綱第3条の規定に適合し、公共性・公益性を妨げないものとする。

### (規格及び掲載位置)

第3条 広告の1枠あたりの大きさは、縦52ミリメートル・横60ミリメートルとし、1ページに3枠掲載する。ただし、掲載枠に空きがある場合は、2枠合併枠の掲載を可能とする。

2 広告掲載位置は、広報紙を所管する課長が決定する。

### (広告掲載料)

第4条 広告1回の掲載料は、町内に住所、又は主たる営業所・店舗等を有するものは1枠あたり3,000円とし、2枠合併枠は6,000円とする。町内に住所、又は主たる営業所・店舗等を有しないものは1枠あたり5,000円とし、2枠合併枠は10,000円とする。

### (広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、原則として、広報紙1号あたり6枠とし、4カ月ごとに広報紙及び町のホームページ等により行う。

2 掲載広告枠に空きが生じた場合は、随時募集する。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、「広報「あが」広告掲載申込書」（様式第1号）に広告原稿を添付して町長に提出しなければならない。その際、町長は広告主に関する資料を求めることができる。

2 一度に申し込める公告は、広報紙1号につき1件とし、年12回を超えて掲載できないものとする。

### (広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による広告掲載の申込書を受理したときは、募集の期間終了後、速やかに審査し、当該広告掲載の可否を決定する。

2 町長は広告主が募集枠数を超える場合は、次の順位により決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 町内に住所、又は主たる営業所、店舗等を有するもの
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

3 広告主が同一順位で複数いる場合は、抽選により順位を決定する。

4 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を「広報「あが」広告掲載・不掲載決定通知書」（様式第2号）により広告主に通知する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の募集・掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。